

第 12 日目（6 月 13 日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

また、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配布した議事日程（第 5 号）のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、第 70 号議案 令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、第 70 号議案 令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、南魚沼市が環境省に申請していました地域脱炭素移行再エネ推進事業計画について先日、採択の内示があったため、この計画に掲げました事業を速やかに実施したいということから、必要額を計上するものであります。

南魚沼市では、国が掲げる脱炭素社会の実現に向けまして、令和 6 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（務事業編）を、続いて令和 7 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しまして、4 月 1 日にはゼロカーボンシティ宣言を行ったところであります。

所信表明でも申し上げましたとおり、今年度をゼロカーボンシティ強化元年と位置づけ、市民・事業者・行政の環境への意識を高め、行動の転換を促すことで温室効果ガス削減に向けた施策を着実かつ戦略的に推進していくこととしています。補助制度の創設や、また公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいくためには財源確保が必要不可欠であります。今回の採択により今後 5 年間、計画に基づく事業展開に国からの交付金が措置されることとなりまして、今回の提案となったものです。新潟県では唯一であります。

歳出では、太陽光発電設備の件数の積み増し、それと上限額の変更分として再生可能エネルギー政策推進事業費に 1,670 万円を計上しました。

歳入では、国庫補助金として脱炭素移行再エネ推進交付金に 7,036 万円を計上しました。市が進める雪を活用した冷房が国の熱利用設備の対象事業として採択となったことから、当初予算に計上しました大巻地域開発センター改築事業費の財源として 5,500 万円を充当するものであります。これに伴いまして、ふるさと応援活用基金繰入金と同額減額するとともに、太陽光発電設備に係る市町村負担分を繰り入れ、総額では 5,366 万円を減額しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,670 万円を追加し、総額を 454 億 6,653 万 2,000 円としたいものであります。

よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようにお願いします。なお、総務部長の説明は省略いたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の市長の説明で、とにかくゼロカーボンシティを目指すというための元年であり、そのための意識改革のためにこういうのに取り組む。実際に物も造って、物も設置して、だんだん市民の意識が変わっていけばよいという、きっかけになることが必要だというのが今の説明であった。

実際に今年は雪が多くていろいろな地域を見て回ったら、太陽光発電のパネルがめちゃくちゃになっている地域が多くて、我々の地域は当然ながらほかの地域に比べて雪が多いということと、雪の含水量が多いから重いということがあるので、その辺り耐用年数も含めた中で、豪雪の年が何年もある中で、せっかく設置した太陽光パネルとかが壊れてしまうとそれは廃棄しなければいけないので、太陽光パネルの廃棄はきちんとまだ議論がされていなくて、どうやって廃棄されるのか、誰がやるのかというのが議論されないまま——それは結局、原発と同じ考え方なのだけれども、いずれ技術が確立されるだろうということで、では 25 年の耐用年数の中で何か開発していきましょう。その 25 年の耐用年数の中で、当市の太陽光パネルは雪に負けない強さを設計上持っているのか、その点をお聞かせください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 太陽光パネルそのものは、強化ガラスの中に大概入っておりますので、その点では問題はないかと思います。ただ、設置の面で設置する金具ですとか屋根などの強度、あとは勾配、そういったものは施工業者、あるいは少数ですが、こちらでもつけていただいている方々がおりますので、そういったところをまた参考にしながらやっていただきたいですし、それがいろいろなやり方が工夫されて広がっていく。それをまた市民の皆さんが目にして、うちもやってみようかと思うというところを期待しておりますので、そのように進んでいけばというふうに考えております。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この部分は、一般質問したところにもちょっと関係するところなので聞いてみたいのですが、今 8 番議員が心配したところが非常に心配な面もあったのですけれども、ただ話を聞いてみると、やはりゼロカーボンを目指すには、この地域は太陽光発電に頼るところが非常に大きいという話のようです。それには財源が大変かかるというところがあるのですけれども、今の説明の中でこの採択を受けることによって国から 5 年間の補助の道筋が——はっきりした正確な表現ではないかもしれませんが、道筋がついたみたいな話があったのですが、そこら辺をもうちょっと、どういうことなのかということを聞かせていただきたいと思います。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 道筋というところでございますが、佐藤議員の一般質問のときにお答えしたとおり、区域施策編、あと事務事業系をつくりまして、それで2030年の50%削減に向けてどういった施設、例えば公共施設あとは民間の住宅や、どういったところが太陽光発電を何件導入することによって二酸化炭素の削減を進めていくかという計画を立てているところです。それに向かっていくには当然、計画の段階では市の単独事業費だけではなかなか達成することが難しいという状況の中で、財源確保のために国の交付金を申請しているというふうにお答えしていたところです。

この交付金が今回、内示になったことによりまして、確実に計画に掲げた目標の件数といったものを進めていく。5年間に分けて単年度ごとの一応計画数を出しておりますので、それを進めていくことで達成に向かっていくと考えております。

また公共施設につきましては、今年、当初予算を議決いただきました関係の公共施設に導入の可能性調査というのを進めていきますので、その中で確実に効果の出るところを選定しながら進めていこうと考えているところです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第70号議案 令和7年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第71号議案 工事請負契約の締結について（財開工第1号 新大巻地域開発センター新築（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第71号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定しております、予定価格1億5,000万円以上の工事の契約でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをご覧ください。工事の名称は、財開工第1号、新大巻地域開発センター

新築（建築）工事。契約の方法は、制限付き一般競争入札。契約金額は、3億6,080万円。契約の相手方は、島田・ガービッジ特定共同企業体です。

3ページをお願いいたします。建設工事仮契約書です。契約期日は令和7年5月22日、工事期間は議会の議決を得た日から令和8年3月31日までです。議会の議決をもって本契約とするものでございます。

7ページをお願いいたします。7ページは入札調書です。市の発注基準に基づき、特定企業体からの参加要件といたしまして、4特定企業体からの応札によりまして、税抜き価格3億2,800万円、落札率97.6%での落札となりました。

8ページは工事概要です。雪室棟を含めた建物の建築工事に加えて、外構工事を行うものです。

9ページが配置図となります。図面右側が国道17号側となっております。また、図面中の丸数字につきましては、8ページの工事概要に記載した片括弧の数字と整合しております。

10ページ、11ページが、センター棟の平面図及び立面図。

12ページ、13ページが、広場棟の平面図及び立面図。

14ページ、15ページが、雪室棟の平面図及び立面図となっております。

第71号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点ほど聞かせていただきたいと思います。多分、防災拠点になると思うのですが、耐震制度をどの程度見ていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、雪室棟のことですけれど、多分これは雪室棟から延びている埋設塩化ビニル管を使って冷気を送る形になっていると思うのですが、これは全体を冷やす方式でやるのか、それとも各個別の部屋ごとに冷やせるような方式でやるのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点の中で1点目、防災性能ということですが、建物の建築基準のことだと思いますので、今の耐震の建築基準に沿った建物となっております。

2点目は、財政課長が答弁いたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 雪室棟のことですが、今この雪室で雪冷房ができる範囲ということですが、図面10ページを見ていただいたところのホールの部分と、真ん中上のほうの小会議室につきましては、雪室の方法の雪冷熱で冷やす想定にしております。残りの部分につきましては、エアコンの活用ということを考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。ちょっと順番が逆になるのですが、雪室のほうから聞かせていただきたいのですけれども、そうすると2部屋を冷やすということになっていきますけれども、そのとき多分、地下からなのか上からなのか、はわせてクーラーみたいな感じでやるのか、そこをもう一回教えてもらいたいのです。地下からやると意外と冷えが強く大変なときもあるので、そこら辺を教えていただきたい。

もう一つ、では1点目ですけれども、つまり標準ということは特に耐震性を高めるような形では今回は設計はされていないということによろしいですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 再質問の1点目、特別に高めた性能というものは特にございません。

○議 長 財政課長。

○財政課長 上からを予定しております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 雪室の件と、もう一件あるのですけれども、雪室の今の説明だと使用頻度がそれほど高くない部屋に対して、これだけ大きい設備を用意する必要がある。それなりの金額も用意する。これは環境性能だけで考えたら、今の小さなでもないけれども、冷房って触媒がもうフロンではないから、小さい冷房を買ったほうが環境性能が高いのではないかと考えてしまうのですけれども。

これはさっき市長が前の議案のときに説明していたように、ここに雪室の冷房を置くことによって市民が何かしらの意識変革をして、それで環境とか雪に対するイメージを変えていく一つの方法なのであれば、これは今さらの話ですけれども、使用頻度の低い部屋に対してこんなに大きい設備をお金をかけて造るのと、自然エネルギーに完全に代替してしまっ——南魚沼市内でも自然エネルギーを売買している会社があるではないですか。自然エネルギーでつくられた電気を買ってエアコンを動かすほうが効率はいいのではないですか。そういうことも含めて、自然電力で動かしていますということをアピールして環境のことをアピールするというのだったら、これは考え方をもうちょっと整理して教えてもらいたいのですけれども。

あともう一件、今回も工事の締結が終わった後に、また給食センターのように何かしらの補正が入るようなことというのは予想できるのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目、雪室冷房の活用方法でございますが、大巻開発センターというのは、学校のそばに造るというのが1つのコンセプトだったはずで。そして子供たちがこの地域に愛着を持てるような、この地域に誇りを持てるような、そういったものが見える化できるというところもこの公民館の狙いにはありました。そして地域と子供、学校との連携を視野に入れたものです。そういった中でこのホールの稼働率というのは、私はそんなに低くないと思います。地域の方々が使う、あるいは学校と一緒に使って使う。そういったことをソフ

ト的な面からも考えながら、ここが雪を活用した、地域の資源を活用した施設なのだという
ことを市民の方に周知していきたいという施設にしたいと思っております。

2点目の、補正などは今後考えられるかということなのですが、今のところそういったこ
とは考えておりません。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 私の言葉の選び方が稚拙だったので、ちょっと誤った理解がされてしまっ
たかもしれないのですけれども、使用頻度が低いというのはいわゆる常設のエアコン、常に
回っているようなエアコンであれば、すごく効果が高いというふうに感じたところなので
すけれども、今、使用頻度は高いということで納得しました。学校の近くにあることで、地域
の子供たちの郷土愛が芽生える可能性がある、それは理解ができます。だとしたら学校教育
上、公民館を使って子供たちに何か指導をしているというのでいったら、どんな実績が大巻
の辺りではあるのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大巻でと限定されると、ちょっと難しいかと思えますけれども、例えば公民
館を利用した土曜学習ですとか、そういったことで子供たちが開発センターに集うというこ
ともあります。また近年の例では、例えば学校に少し通えない子供とか、そういった子供も
今は子ども・若者相談支援センターで受け入れているわけですが、そこが遠い子供を
例えば一時的に開発センターなどに部屋を用意して来てもらって、支援員がそこに行って支
援をする。そして、慣れてきたら例えば子ども・若者相談支援センターにつなぐとか、そう
いった活用の仕方も考えられるのかと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私もこういう施設的な関係で、どの程度、年間使用するのか。それも雪冷
熱が稼働できる期間でどうなのかというところがちょっと心配だったので、その点は理解するの
ですけれども、ただ、それにしたって小会議室にしろ、ホールにしても使用時間は本当に短
いと思うのです。それにこういうふうな大規模な投資をするというのはどうかという思いも
ちょっとあるのです。

では、駄目だというのではなくて、今の貯雪の関係で非常に研究されていて、庁舎の脇で
も新たな方法で貯雪をやる、そういう方向性を持ったほうが今後、公共施設の中での雪冷熱
を普及させるにはむしろいいのではないかという気がするのですけれど、この辺の考え方が
ありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどの永井議員のときから聞いていて、使用頻度の話も出てきて、今も
出ました。一応、佐藤議員にも答えますが、私が常々ここで言っている12地域の核となる
ところにいろいろなことをしたい、いろいろなものをつくっていきたいという中に、先ほどは

子供の話がもっぱら多く出ましたけれども、私はここが全世代といえそうですけれども、お年寄りが集まってくる場所とか、そういうこともずっと考えているので、使用頻度が低いなんていう話ではなくて、もっと前向いた話をしようと思って、だからいつも使っていると思ってもらったほうがいいぐらいというものに仕上げていきたいという思いです。だから、ちょっと違う。そういうところを期待してもらいたい。そういうふうなことが行える場所であれば、ここまでのものを造る必要はないと私は思っています。

だけれども、ここが一番最初のモデルとなっていて、そういうことが進んでいけばいいと思うし、貯雪のことにつきましては、今回の定例会の中で教育部のほうからも話が出ましたけれども、屋根雪のところが例えば山になる、そういったものを使いながら、今後の例えば体育館の問題なんかに取り組んでいくとか、いろいろ検討はしているわけです。ただ、いろいろな方法があるので、まだ本当に過渡期というところもあるわけです。

だけれども、これは環境交通課の中でやっていますが、今後いろいろな例えばそういうものが進んでいく場合には、今、南分館の隣でやっているのは非常に有効な形になっています。そして、コストはかからないということも含めて、やはりいろいろなシートの開発をしたり、そういうことに向かってやっているということをぜひご理解いただいて、いろいろ考えていただければと思います。将来に向かっていろいろなことをやっているのだということをお願いしたい。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 前段に質問した使用頻度の件は答弁の中で理解しましたので、それは分かりました。再度、説明していただきましたけれども、そういう考え方であるということを理解しています。

私が一番言いたかったのは施設なのです。今、話がありましたけれども多分この雪冷熱というのは、もうちょっと公共施設等に広げていく考え方の前提だと思うのです。そうした中で、今庁舎脇でやっているような簡易で、そして費用がかからないというのをしていかないと、全部の施設にこういうふうな投資ができないわけですから、そういうふうなことをやりながら、研究しながらという言い方もおかしいですけれども、進めていったほうが、今後の市の……（何事か叫ぶ者あり）では答弁してもらえばいいのですけれども、今後の市の雪冷熱の普及のためにはいいのではないかと私が思って質問したものです。考え方——何か答弁がありそうですのでお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今、議員からも研究という言葉が出ましたけれども、まさにそのとおりだと思います。今、本庁舎でやっている方式、あるいはこういった箱物を造ってその中に雪を入れるという方式、どちらがどのような効果があって、どれぐらいのコストの違いがあるのかというものも研究の中に含まれるものだと思っております。

その中で、今回このような形で国から雪の熱設備の中に雪氷冷熱というものが含まれた。これを契機に捉えて、そういった研究・調査も含めてやってみたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず、本当に羨ましい施設だと正直、思います。雪室に例えば何か物を置いたりしてもいいのですか。要は雪だけ入れておくのではなくて、せっかくだから棚でも置いてとか——これは棚とか見えないので、どういうふうになっているのか。隣の機械室のほうに置けるようになっていないのかもしれないですけども。

それと、私がちょっと疑問に思ったのが、3つの棟を造るわけですよね。雪室と中央棟だとかそういうのがあるわけですけども、例えば1つの棟でやったほうが経費の面ではかからなかったのではないのかとか思ったりもするわけです。あと雪室とセンター棟の間とかスペースがあるわけですけども、こういうところの除雪とかしなければいけなくなったとき、本当に大変ではないのかと思ったので、1つの棟でやったほうがコスト的にもよかったのか、そういう点をお聞かせいただければという思いがあります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の雪室の活用方法でございますけれども、今のところ雪冷房への活用しか考えておりません。というのは、やはりこれは建築基準法などもございますし、雪の倉庫的な扱いになると思うのです。その中で何か生産するということとか、そういったことは今のところ考えておりません。

○議 長 財政課長。

○財政課長 棟を3つに分けた理由といたしましては、建物の強度とかの関係でありまして、設計書の協議の中でこのようにさせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ではまず、物を置けるかどうか。この施設はその想定がないということですけども、例えば雪室熟成とかいろいろなのを売っていくのもあるわけではないですか。それと同時に、例えば子供たちにここで冷やした物を食べさせていくのだって、1つの勉強になるとも思うので、私は建築基準法とかいろいろなことで、それをはっきりすると違反になるということであれば、それは理解できるのですけれども、ちょっとそういう……（何事か叫ぶ者あり）契約ではない……（何事か叫ぶ者あり）はい、了解。その点を聞いてみたい。どういうふうなことがあって、こういう設計になって契約になっていったのかという過程を聞かせていただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 雪室の活用方法ですが、ここで何か目的以外の商売をしようと思えばちょっと難しいかと思うので、地域と子供たちとかも含めて、つながる中で法令に触れない中で、どんなことができるのかということは考えてみたいと思います。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 施設の関係については分かりました。ゼロカーボンシティ宣言をして、最

初の契約といいますか、雪室になろうかと思うのですけれども。ホールと小会議室はそれで冷房ができるということなのですが、せっかくこういった建物を造るわけですから、先ほど8番議員のほうから、電気も再生可能エネルギーでつくった電気というのを今買えるようになっているわけですので、例えば中のほかの冷房だとか、コンロだとか冬の暖房だとか、全て含めて再生可能エネルギーということで、電気もそうやってこの施設は本当にゼロカーボンですというようなことでそこまでやる——恐らく視察なんかも来たりすると思うのです。そういうことで、化石燃料でつくった電気も一切使わないということをやっていくようなものがあるのかどうなのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議長 議員の皆様、この設計の内容について業者の皆さんが入札したことによる締結の議案でありますので、いろいろな展望や、要望だとかいろいろなことが出ていますが、その辺を配慮した中での質疑としていただきたいと思います。

総務部長。

○総務部長 佐藤議員のときにも答弁させていただきましたが、研究をしているところもございますので、例えばこれができた上で、消費電力というものがどのぐらいの雪で賄えて、どのぐらいのものが化石燃料の通常の電力で賄っているのかということも研究した上で、今おっしゃっていただいた通常の電力に頼らない方法があるのかどうか、それがどのぐらいのことをすればできるのかどうかについても、検討させていただければと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほど伺いたします。まず、9ページの図面を見てですけれども、広場棟、センター棟については、屋根雪は井戸水を上げて消すということですが、貯雪スペースを含めて下の部分は機械除雪をするのでありましようけれども、機械除雪をするとなるとその常駐を考えなければならないのでありますけれども、そこら辺の除雪機を置くとか、そういうところのスペースはなくていいのか。

それから、防災拠点というお話がありましたけれども、広場棟については開口部が相当あります。そうすると、かつては旧大巻小学校、旧五日町小学校、旧大巻中学校と3校ありまして、それぞれが避難拠点とされていたわけなのですけれども、今回、統合のおおまき小学校と今度はこの開発センターとなると、避難拠点とした場合に避難民として何人ぐらい逃げて来られるといたしますか、それを想定しているのか。

もう一つは、雪室棟については雪が入りますので、なかなか市産材を使うというのは難しいかと思いますが、センター棟と広場棟については相当数量の木を使えると思っています。特に市産材を使っていただきたいのですけれども、これについてはどのぐらいの量を使う予定なのかということをお聞きします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 1点目です。おっしゃるとおり雪室棟については落雪型、そしてその雪室棟

に入れる雪につきましては、その手前の貯雪スペースというところで雪を保存するというような形になります。その左側については駐車場となっておりますので、この駐車場に降り積もった雪も含めて、少し貯雪スペースのほうに除雪機で押すというようなことは考えられると思います。除雪機を置くスペースということだったのですけれども、駐車スペースになるころは無雪状態になりますので、その中で対応させていただきたいと思っております。

2点目の開発センターの避難想定でございます。今現在、既に指定避難所というものがございまして、そこで決められている人数というのは今も変わることはございません。この新しくできる施設の避難可能人数というものは、できてから計算させていただきたいと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 市産材の割合ということですが、市産材ということでは盛っていないのですが、県産材ということでさせていただいております。広場棟につきましては、使っているうちの8%を県産材、センター棟につきましては14%ということで設計となっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第71号議案 工事請負契約の締結について（財開工第1号 新大巻地域開発センター新築（建築）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第72号議案 工事請負変更契約の締結について（六給工第1号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第72号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和5年9月5日に当初の契約を議決いただきまして、及び今定例会初日の令和7年6月2日に変更契約の議決をいただきました南魚沼市統合学校給食センター整備事業

につきまして、第2回目となる変更契約を締結したいことから議会の議決をお願いするものでございます。

このたびの変更契約の内容は、当初受注者の提案にはありませんでしたが、より適切な衛生管理や安全管理を行うため、受注者と発注者で協議の上、仕様を変更、追加をするものです。

議案の1ページをご覧ください。契約の名称は、六給工第1号、南魚沼市統合学校給食センター整備事業です。契約の金額は、(1) 変更前が、24億7,033万8,200円、(2) 変更後が、25億727万6,200円、(3) 変更増が、3,693万8,000円となります。

変更増となる金額は、変更前の金額の1.5%以内ですが、1,000万円以上となり、市長の専決事項として指定された範囲を超えていることから、議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は、S. T. N. N. D南魚沼共同企業体グループ、代表企業は、新潟ガーベッジ株式会社です。

3ページをお願いいたします。委託変更仮契約書です。履行期限に変更はございません。

6ページをお願いいたします。こちらが工事の変更概要です。3は変更の内容で、主な変更部分を表にまとめたものでございます。

その下、4は変更の理由で、主なものとして、衛生設備に関する変更工事ではより適切な衛生管理を行うために、各調理室にスリット側溝や排水ますの追加変更などを行うものでございます。

環境整備に関する変更工事では、調理業務の受託者が変更となり従業者が増加したことなどに伴い、休憩室の仕様や洗濯機、乾燥機の追加変更を行うものでございます。

安全設備に関する変更工事では、玄関ドアを自動ドアから手動ドアへ変更し、こちらは減工となります。また、安全面、衛生面から床置き型の消火器を壁埋め込み型の消火器に変更する工事などを行うものです。

外構設備に関する追加工事では、消雪パイプの延長と冬期間の積雪対策としてバルクタンクに上屋を取り付ける工事を行うものでございます。

7ページ、8ページは、どちらも1階の平面図となります。図面中の追加変更箇所の片括弧は、6ページ下段の変更の理由に記載した片括弧と整合しております。9ページは、2階平面図となります。10ページは、外構の計画図です。

第72号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 この6月定例会の初日にも審議したわけですが、そのとき言えたのではないですか。10日間でこれが変わったのですか。その初日の議案のときにそういうことが言えたのではないですか。まだまだこういう変更が出てくるのか、それをはっきりさせてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 定例会の初日にこれも入れられなかったのかということについてです。今定例会の初日に議決いただいた案件は、3月定例会で継続費の増額の補正で皆さんにお示した、表にあった変更工事に相当するものを初日に議決をいただきました。そこに入っていない部分を今回、入れたということであります。まずは3月定例会で議決いただいたものの対象部分を初日に議決をいただこうということで、分けたということであります。技術的に初日に入れようと思えば入れられたわけなのですが、そこへ埋めないでここは別件とさせていただきます。

あと、今後このような変更はあるかということですが、軽微なものはあるかと思いますが、工事の変更等はほぼないかと思っております。あと今後変更があるのは、令和7年度分の物価スライド分といいますか、令和6年9月以降の物価スライド分と、あとは着手が遅れて工期が延びた分に係る諸経費率の増額分が変更予定でございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 塩谷議員は、初日に言えたのではないかというお話を多分されているのではないかと思います。私の説明が足りなかったのかもしれませんが、今定例会初日の変更説明の途中で、初日の変更については、令和6年度分の物価スライドも含めた変更ですという説明をさせていただいた上で、令和7年度以降の物価スライドを含めて工事の変更については、今後また議会にお諮りすることとさせていただきたいというふうに説明させていただいたつもりでした。それが今回のことにつながっているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 前に一般質問のところで20市のアンケートをいただいたという話で、南魚沼市のところのメリット、設計ミスによる建設費の増加など、設計建設での問題は事業者が責任を負うと書いてありますけれども、ここの工事変更概要を見ると細かいのですけれども、ちょっとライニングの高さの変更だ、消雪設備の変更だ——この消雪設備なんていうのは本当にこの地域で相当プロのような方がやっているわけで、これを例えば変更とかにできるのか、設計の間違いではないのか。

例えば、給食センターといえは衛生的でなければならない。消火器の床置き型を壁に納めるようになると。これは全部とは言いませんけれども、設計ミスによる変更になるものではないのか。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 当初の提案は当然、我々が事業者の皆様にお示しをした要求水準書に基づいて提案をいただいています。この要求水準書の基準をクリアしているということは最初の段階で確認しておりますので、設計ミスということはありません。当然、基準は満たしているのですけれども、ただ、このような形に変えたほうが、より日々の作業が例えば高率

的に行われる。将来的な面を見るとこのほうがよろしいのではないかとということで事業提案もいただいた中で、我々と事業者のほうで協議をして今回、変更の議決をいただくことに至ったということです。

非常に内容としては、1点1点は細かいものもありますし、金額としても百数十万円程度というものも本当に数多く上がっているのですが、やはり今回の様々な経緯の中で丁寧にこれをやる必要があるだろうということで、今回またご承認を賜りたいということで計上させていただきました。

以上です。

○議 長 16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ちょっと分かりづらくて、プレゼンの段階できちんとこれを精査して、そちらの業者に決まりました。相手の業者として、もっと別のものを出したとして工事単価が上がったとすれば、ここで追加が出てきて、最終的に落ちたメンバーには上がっていたのだというようなことはないですか。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 提案をいただいた段階で、詳細な内容というところまで詰まっておりますので、そこまでの細かいところまで確認はできませんが、少なくともご提案をいただいた内容の中に、こういったことのご提示があったということはございませんでした。そこは確認しております。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3点伺います。まず6ページの機械設備工事のところの毛髪・塵埃除去機の追加設置変更ですけれども、金額のほうがそれ以外の項目と一緒にになった金額で623万1,000円となっているのですけれども、これだけの金額をまず1点伺います。

それと、食品関係で異物混入防止対策というのはもう普通であります。普通はエアシャワーと粘着ローラーとかを使うのが多いのですけれども、今、粘着ローラーに代わって毛髪・塵埃除去機というのが結構出てきているようですけれども、これが追加でここに今出てきた理由、最初から考えられなかったのかどうかというところが2点目です。

3点目ですけれども、3月定例会の継続費の補正内訳のときに、駐車場の工事のところ調理業務委託者が変更となり配置人員が増えたので、駐車台数を増やすということでこれが出てきていたわけです。今回、調理業者委託先が変わったからに関連したものが、今度は休憩室の仕様変更とか、乾燥機の追加とか、ここにまた今回出てきているわけですが、これはやっと今になって分かったということなのか。3月のときにそういうところまで、これに関連したものを全部入れられなかったのかという、3点伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目の毛髪・塵埃除去機の価格です。こちらの設備といいますか、機械の価格が税抜き額で19万円です。こちらが最初から入れられなかったかという点につきましては、添え物室という部屋があるのですが、そこからクリーンエリアに移動するにあた

って、当初はそこを予定していなかったのですが、よりよい衛生管理を行うために、その前室にこの機械を設置して、異物混入の未然防止を強化したということになります。

3点目の休憩室ですとか、乾燥機等への追加変更ですが、3月定例会の段階では委託先は変わるのですが、こちらの委託先の白衣というものとか、この運用——オペレーションを協議していく中で、その後に分かってきたことですので、3月定例会のときにはそこまで把握していなくて、入れられなかったということでございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 ちょっと一般質問のところで言いましたけれども、給食センターでするので異物混入対策ということはもう基本の基本だと思います。そういったところがやっこの段階で協議して、衛生管理について強化するためにやっこの中で入れたということは、やはりちょっとそういう視点が、最初からどうもちゃんとできていたのかどうかというところが疑問になってしまうのですけれども、強化するのがなぜ今なのかというところについて、もう一度お願いします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 今回、追加する部分は添え物室という部屋になります。この添え物というのは、例えばご飯についてくるふりかけですとか、そういうもう完全に単品として給食に提供する物の数を仕分けする部屋になります。クラスごとの数に仕分けて袋に入れる。ですので、基本的に食品そのものに混入するエリアではないため、当初の我々の要求水準としても、ここの部分にそこまでのことを求めておりませんでした。

ただ、田中議員がおっしゃるとおり、厳格な対応を行うために念のための対応として、やはりここにもそういったものを入れたほうがよからうという協議の下で、今回追加となったということでございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 毛髪・塵埃除去機は、エアシャワーみたいに飛ばすのではなくて吸引型になると思うのですけれども、ふりかけだのなんだの細かいものを、そこを一々通してするという、でも、それが必要だということは、結局そういうものも給食のときに盛ったものところにつくわけですね。子供たちが食べるそこにつくわけですから、そこまで最初から考えられなかった、検討ができなかった、そういうものが必要だというふうに業者のほうからも提案というものは全くなかったということでしょうか。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 当初の要求水準書において、我々がその部分を求めておりませんでしたので当初の段階ではございません。ただ、その後の協議の中で、これは業者側からもここにはあったほうがよいのではないかという提案の下、協議を行って設置に至ったということでございます。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　今回の変更契約でありますけれども、初日でもいろいろ申しましたが、先ほどの総務部長の説明の中で、今回の変更については受注者——要するに企業です——受注者側の要望ではなかった。受注者と発注者が協議をした中で受注者のほうから提案があつて、こういう変更をするのだという話であります。学校教育課長のほうは、協議の中で受注者から提案があつたことでこれだけの変更をしたという話なのでしょうけれども、1点を挙げさせていただければ、スリット側溝等の追加変更でありますけれども、要求水準書の中では床はドライである。こういう水準を出して業者側もそれを認めてやってきたわけであります。それをではこの協議の中で、なぜ市のほうがドライ型からスリット側溝に——要は水を流すということであります——変えていくというふうに、どうしてそういう提案をなされたのかというのはよく分からないのです。

最初の要求水準書はドライ型でありましたから、そういったことを含めてきますと、今後——先ほど同僚議員から出ました。協議をした上で、変更契約が数回あるということでありますけれども、そういった形で変更契約をしていくということで、現場としては果たしてよいのかということなのです。要求水準書を出して、それに見合った入札を行って契約を決めたわけですから、そこら辺が分からないのです。協議の上で、今後もそういう提案があればやっていくという姿勢がよく分からない。答弁願いたい。

○議　　長　　教育部長。

○教育部長　受託者との協議の部分であります。まず排水のスリット側溝の件です。ドライ方式を要求水準書で要求していました。各部屋に集水ますを置いて、そちらで排水するということは衛生基準を満たしているのですが、さらによいものにしていこうということで、今回スリットを入れるということですが、それもドライ方式です。変わりませんというのが1つ。

今後、協議でこういうのがまたどんどん出てくるのかということでございますが、それがどちらから協議を言い出したかということにかかわらず、それがよいものになっていくのであれば、協議には応じていくべきだと思います。それが結果的に子供たちのためになるものであったり、働く人の衛生環境であったりというところでプラスになるものであれば、協議はしていくつもりであります。ただ、やみくもに工事費をつり上げるとか、そういう協議ではないものと思っておりますので、その内容によりけりということになるかと思ひます。

○議　　長　　14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　統合学校給食センターを建設するにあたって、全体を見ていただくコンサルタントを入れてあるわけです。コンサルタントの考え方とすれば、一応入札が終わって発注が済んでということのその後、受注者側と発注者側で協議の上でいろいろな変更が出てくるということについては、予算部分についてどういう形でやっていかなければ駄目だというような指示がコンサルタントからあつたと思うのです。本来であればコンサルタントでありますから、全体像を把握して追加変更なんかあり得ないと思ひているのです。そこをコンサルタントがこういうような変更も可能ですということを本当に言っていたのか。そこをお聞

きしたい。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 学校教育課というか、こちらのほうでここに委託をしているコンサルタントについてはモニタリング業務委託ということで説明を何度もしておりますが、随時チェックを入れていただいています。予算の確保については、コンサルタントのほうでは当然そこは予算の範囲内で施工することになりますので、予算の確保があれば可能ですということではアドバイスをいただいています。

ただ、今回のこういったことにつきましては、契約の約款の第31条、入札説明書等の変更に係る受注者の提案というものが約款の中にありまして、非常に優れた提案であれば、そういったことを提案することが可能であるということ。その内容については双方で協議して決めていくということが定められております。

提案があったから、全てそれを採用するということでは決してございません。当然こういった方法であれば、よりよいものになるのだけれどもという提案をいただいた上で、また、我々のほうから、この部分について、先ほどもあったとおり今実際に働いている皆さんからのご意見をいただいて、その中でちょっとここは改善しなければいけないのだけれどもどうだろうかということで協議をさせていただいて、そして提案をいただいて今回に至ったという内容となっております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 南魚沼市統合学校給食センター整備事業の入札説明書の中に、リスク分担の協議というのがございます。契約内容に変更が出て変更工事をしなければならないといった場合の費用分担についても協議をなさっているわけです。それが受注者側と発注者側が協議の上で実際にこうしたほうが良いという要望というか提案が出るのは受注者側からでありましょう。そうしたときに、リスク分担というのはそういったものの費用を全部、発注者側が負担しているというような協議ではないはずなのです。そこら辺の考え方についても、コンサルタントのほうはどういうお考えをお持ちなのか。今回の変更も含めて、そこをお聞かせ願いたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 新たに発生した分についてのリスク分担についてでございますが、今回、上程させていただいた分はもちろん変更契約で、こちらの市が出す分でございますけれども、ここの協議に至るまではいろいろな項目が出た中で、これは受注者側で持ってくださいというものも、もちろんございますので、全部が全部、市側が持つということではございません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 ちょっと細くなるのですが、3点お願いいたします。最初にですけれども、これは変更の増減額が出ているのですが、増減ということは当然、減ったところもある

と思うのです。例えば玄関ドアの仕様変更だったとすると、自動ドアから普通の手動に換えていけば当然、私は減ると思っているのですけれども、そういうところは例えばどこがとは言いませんけれども、主な増減があったらきちんと教えていただきたいのが1点。

あと、工事の中身もいいか悪いかとか言ってしまうとあれなのですけれども、とにかくある程度は私も理解できるのですが、2点ほど理解できないというか分からないところがあって、まず休憩室の仕様変更なのです。これは図面を見てもどう変更したのか分からないので、この増減が正しいのか分からないので、そこを説明していただきたい。

一番分からなかったのは、電気時計の仕様変更ですけれども、休憩室の時計を電気時計に変更するのが、どう労働者の環境整備に当たるのかというのが分からないのです。まさかとは思いますが、高いところにつけてあるから電池の取り外しが大変だからそれをよくしたなんていう、訳の分からない理由ではないと思うので、そこの辺を説明していただきたいと思います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 増減の部分で、主な一番大きい増の部分は、先ほどお話もありましたスリット側溝の設置が約1,500万円となっております。それに次いで大きいのが職員のトイレの改修、これは通常トイレは入りますと手を洗う前室部分があって、あと個室がパーティション的に区切られてあるかと思います。それですと、その空間全体が1つの部屋となっているわけですが、やはり給食センターという場所でありまして、用を足した後に流す際に飛沫が出た際、それが空間全体ではなくて個室の中だけでとどまるようにということで、完全に壁で覆う工事を行っております。ここの部分が増額として、おおむね480万円程度。

それから、先ほどご指摘もありました休憩室ですけれども、もともとは板張りで椅子に座って休むような部屋となっております。ただ、非常に立ち仕事、また動いて重たい物を持つような中で、やはり現行の給食センターでも、畳敷きの和室の部屋に横になって昼休み休憩をしているような実情がございます。そういったことで現場の皆さんから、できればそういうようなことをしてもらえると大変ありがたいのだけれどもという要望もあった関係で、ちょっとそこを協議して、畳敷きに換えたという変更の内容になっておりまして、それがおおむね340万円程度となっております。

あと、電気時計の変更ですけれども、これは給食センターのあちこちには当然時計が設置されておりまして、各部門、前処理から始まって加熱調理、最後に配膳といいますか、取り分けるところ、それぞれが時計を見ながら作業を行っております。この時計が若干ずれてしまうと、作業全体がやはりずれてしまうということにつながるので、これを一元で完全に1つの制御で同じ時間が出るような時計に変更したいというものの内容となっております。この時計の変更がおおむね150万円程度となっております。

減の部分ですけれども、これはまず一番大きいものは玄関の自動ドアを逆に手動ドアに変更とした内容となっております。おおむね100万円弱程度での減額です。これはどういう考えなのかということを知りたいのですけれども、やはり非常時に自動ドアですと、行って開く

ときにちょっとワンテンポ遅れるといいますか、そういったことが起きる。また、電気が例えば落ちてしまうと、そこが開かなくなってしまうので手で開けなければいけない。そういう緊急時には手動のほうがスムーズにその出入りができるということで、自動から手動に変更した。

ただ、その先の調理区画については、全て電気錠できちんと管理をしているので、防犯上はそれでも全く問題がないということを確認した上で、入口の一番最初の扉は手動に変えるという変更としております。主な減については、以上の内容となっています。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 ある程度納得できたところもあるのですが、電気時計の変更のところですが、そうすると前は、普通のもので調理のときもやろうとしていたことになるわけです。逆に、その部分は最初からそうあるべきだったのではないかと思います。別にそれでよくなるからいいといえればいいのですけれども、これはコンサルタントとかと相談して要求水準書をつくったと思うのですけれども、そういうところとかがやはりちょっと甘いところがあるので、そこはちゃんと今後改めてもらわなければならない部分だと思います。

あと、休憩室ですけれども、前にもそういった畳張りにするという話を若干どこかで聞いた覚えがあったのですけれども、それとはまた別で今回、休憩室を変更するというところでよろしいのですか。

それと最後ですけれども、トイレのところですが。ちょっと設計図面で見ると前とあまり仕様の変更が見えないような感じになっているので、やはりこういうのを出すときはもうちょっと分かるような図面に変えてもらわないと、なかなか我々もぱっと見て疑問に思ってしまうところもあるので、そこら辺は今後もし万が一あった場合は、ちゃんとそれが分かるような図面を出していただけるかどうか、その点をお願いいたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 時計につきましては、我々のほうの要求水準書でも、そこまで細かい仕様になっておりませんでした。今回、様々な場面で言われるとおりに要求水準書のつくり込みということが非常に重要であるということを我々も学びましたので、今後は本当にそういったところまできちんとお示しできるように、努めてまいりたいと思います。

あと、休憩室の畳敷き改修につきましては、今回が初めての内容となっております。

それから最後のトイレのところですが、私も議案を見まして、これを見ただけではなかなかここまでの内容だということがお示しできないということを正直感じておりました。その辺は今後どういうふうな工夫ができるか、また総務部のほうとも協議をしまして対応してまいります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いします。ほかの方からも出ていますスリット側溝の件です

けれども、当初、要求水準書によれば同じドライ式でも方式が違ったのだそうですけれども、これは図面を見ますと本当に必要箇所がいっぱい出てきているわけです。スリット式を新たに追加しようという話は最終的には協議して決めたのでしょうかけれども、どこから出たのかというところ、行政のほうで検討した結果出たのか、業者のほうからこちらのほうがいいみたいな話で出たのかという、そこだけまず確認したい。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 当初は基本的に部屋に1か所、排水のますがあり、そこに向かって排水を行うということで、これは別に要求水準書上も全く問題がない内容となっています。それで、日々のオペレーションですが、基本的には、作業する際に床は乾いた状態で全て作業を行います。ただ、1日の調理業務の最後、様々な業務が終わった際には、全て機械や床も含めて洗浄を行います。その際には床を当然、濡らして洗い流して作業を行うことになります。その場合、最終的にはまずに向かってスクレーパー等で寄せていって、そこに集めて排水を行うというオペレーションを当初想定しておりました。

今回そのスリット側溝をなぜ入れるかといいますと、このスリット側溝というのは幅が2センチしかない、本当に溝みたいな側溝です。最後の床等を洗う段階でそこに向かってスクレーパーでワンアクションで水を寄せることで、それぞれの部屋の水掃き作業といいますか、水を切る作業が非常に効率的に行える。そういったことを現場のほうのご意見ですとか、そういった現場の実情等も聞く中で、何か工夫ができないかという協議の中で、こういった提案に至ったと聞いております。基準上を満たしていたとしても、それが日々の調理をする皆さんのそういった負担にならないようなこともやはり配慮しなければいけないのではないかとということで、今回のこの提案に至ったということでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 説明を聞けばより衛生的に、そしてまた効率的にということで考えてやられているということなので、内容的には分かったのですがけれども、ただ、これは当初の段階で、例えば既存の給食センター等は今多分ドライ式で——ドライ式だっているいろいろな形があるのでしょうけれども——やっているのでしょうか、そこら辺の実例を参考にしながら、では今度造るときはスリット式のほうが効率がいいとか、それは当初の要求水準書の段階から担当といいますか、現場の声を聞けばそういう導きみたいなのはあつて当然だと思うのです。ここに来て1,500万円が追加になるということは、やはりその経過というのをもうちょっと説明していただかないと。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 今回、統合を行います大和と六日町の給食センターは、もうそれぞれ20年、30年が経過する建物で、正直ドライの運用になっていないようなものもございます。そういった中で、なかなか我々のほうでもそこまでの知見がなかった。今、塩沢の給食センターはドライ運用を行っておりますが、当然そういったスリット側溝が入っているような建物

ではございませんので、ちょっと我々としてはそこまでの知見がなかったというのが正直なところです。

加えまして、衛生管理基準上の基準を満たすという観点であれば、当初の我々が設定した内容でもう十分問題はないのですけれども、今後より働きやすい、衛生管理も適切に行える施設ということになりますと、やはりここも反省点になりますが、要求水準書を作成する段階で、そこまできちんと作り込んでおくべきだったということは反省として持っております。こういったことを糧にしながら、今後もまた進めてまいりたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 72 号議案 工事請負変更契約の締結について（六給工第 1 号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

〔「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議がありますので、起立による採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 72 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 167 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第 5、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和7年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午前10時44分〕